

群馬県自転車保険認定マーク取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、群馬県自転車保険認定制度運営要領（以下「運営要領」という。）

第12条第1項第2号により、群馬県が付与した群馬県自転車保険認定マーク（以下「認定マーク」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において認定マークとは、運営要領第6条により認定書の交付を受けた自転車損害賠償保険（以下「自転車保険」という。）を証するものとし、別紙のデザインとする。

(使用基準)

第3条 自転車保険を取り扱う損害保険会社は、認定を受けた自転車保険の広報活動に認定マークを使用することができるものとする。ただし、当該使用が次に掲げる場合に該当するときは、認定マークを使用することができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動のために使用されるおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 自己のシンボルマークや商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (4) その他不正な使用が行われるおそれがある場合

2 認定マークを付与された損保会社は、次に掲げる基準に基づき、使用することができる。

- (1) 縦横の比率を変えて、拡大又は縮小をしないこと。
- (2) 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしないこと。
- (3) 色を変えないこと（単色での使用は可）。

(使用料)

第4条 認定マークの使用料は、無料とする。

(使用期限)

第5条 認定マークの使用期限は、運営要領第5条（運営要領第10条第2項において準用する場合を含む。）の認定期間と同期間とする。

(使用の中止)

第6条 知事は、認定マークの不適正な使用が認められた場合は、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

(認定マークに関する権利)

第7条 認定マークに関する一切の権利は、群馬県に帰属する。

(要項の改定)

第8条 本要項は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

この要項は、令和2年2月3日から施行する。

別紙

マーク 1



マーク 2

